

生活習慣病管理料（Ⅱ）に係る掲示



国の定める診療報酬改定により、

高血圧、糖尿病、脂質異常症 の治療で通院中の患者様は

2024年6月から個人に応じた療養計画に基づき、

より専門的・総合的な治療管理を行う

「生活習慣病管理料」を算定することになりました。

この改定に伴い、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、

食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した

「療養計画書」へ署名していただくこととなりますので、

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方箋や

28日以上 of 長期の投薬を行うことがあります。

窓口負担額は診療内容により変わりますので

検査を行った日などは窓口負担額が上がる場合があります。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院は、質の高い医療を提供するため、電子的な診療情報連携体制を整備しています。

当院では、オンライン資格確認等システムを通じて取得した受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を、患者様の同意のもと取得・活用し、診療を行っています。

また、電子処方箋の活用や電子カルテ情報共有サービス等の医療 DX に係る取組を通じて、医療機関間での適切な診療情報の連携を推進し、より安全で質の高い医療の提供に努めています。

ご理解とご協力をお願いいたします。



電子的診療情報連携体制整備加算について

当院は、厚生労働省が定める施設基準を満たし、「電子的診療情報連携体制整備加算 2」の届出を行っています。

当院では、

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。
- 電子的な診療情報連携体制を整備しています。
- マイナ保険証の利用促進に取り組んでいます。
- 患者様の同意のもと取得した診療情報を活用し、質の高い医療の提供に努めます。

ご理解とご協力をお願いいたします。



【情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）に関して】

当院では、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき、情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）を実施しております。

■ オンライン診療について

オンライン診療は、対面診療を適切に組み合わせながら実施いたします。

医師がオンライン診療での対応が困難と判断した場合は、対面診療をご案内いたします。

■ 初診時の向精神薬処方について

情報通信機器を用いた診療の初診においては、向精神薬の処方はいりません。

■ 対面診療体制について

病状の変化や診療上必要と判断した場合には、対面診療を実施いたします。

必要に応じて適切な医療機関へ紹介いたします。

■ オンライン診療指針の遵守

当院は、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守し、安全かつ適切なオンライン診療の提供に努めています。



継続的な賃上げに係る取組について

当院は、医療従事者の処遇改善を図り、安全で質の高い医療を継続的に提供するため、ベースアップ評価料を算定し、その収入の全額を対象職員の賃金改善に充てています。

また、賃金改善を通じて職員の確保・定着に努め、地域医療の維持・向上に取り組んでいます。

当院は、継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関です。

